

関係者 各位

輸入申告項目の追加及び海上小口貨物に係る簡易通関について
(令和 7 年10月12日施行予定)

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS 利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しが行われ、令和 7 年10月12日から、貨物の輸入許可後の「運送先の所在地・名称」、輸入貨物が「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加され、これらの事項についても申告していただく必要があります。

あわせて、越境電子商取引の拡大やコロナ禍を背景に、通販貨物を海上貨物として輸入することが増加しているため、小口で迅速な通関が求められる貨物の性質等を踏まえ、一定の条件を満たす海上貨物について、当該海上貨物を大量に取り扱う事業者向けに申告項目の一部（税番等）の省略を認める簡易な輸入通関の制度が設けられました。

今回、本件に関する新規資料が税関ホームページに掲載されましたので、ご確認いただくとともに、関係者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(新規掲載：税関ホームページ)

○輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>

- ・ Q&A（輸入申告項目の追加：運送先、通販貨物の該当、PFの名称等）
- ・ 運送先の組合せについて
- ・ MSX業務による「運送先」の提出様式について
- ・ 【様式】輸入申告に係る運送先一覧表

○輸出入通関手続きの便利な制度（5. 海上小口貨物を簡易に輸入申告したい。）

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#c>

- ・ Q&A（海上小口貨物に係る簡易通関）

【問い合わせ先】

○輸入申告項目の追加について

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○海上小口貨物に係る簡易通関について

（業務部通関総括第 4 部門）

電話：045-212-6065